佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
別表第1の3(第8条の2関係)		別	別表第1の3(第8条の2関係)			
路線名	区間		路線名	区間		
略	略		 略			
一般国道497号西	略		一般国道497号西	略		
九州自動車道	唐津市浜玉町渕上字帽子川220番 5 から伊		九州自動車道	唐津市浜玉町渕上字帽子川220番 5 から伊		
	万里市南波多町谷口字立山292番1まで			万里市南波多町府招字長田3087番3まで		
	略			略		
略	略		略			
県道基山平等寺筑	略		県道基山平等寺筑	略		
紫野線			紫野線			
			県道西島筑邦線	三養基郡みやき町大字天建寺字七本黒木		
				4134番97から三養基郡みやき町大字天建		
				寺字四本黒木3294番1まで		
県道江口長門石江	略		県道江口長門石江	略		
島線			島線			
略	略		略			
県道千々賀神田線	略		県道千々賀神田線	略		
			県道九千部山公園	鳥栖市永吉町字長ノ原553番6から鳥栖市		
			<u>線</u>	<u>弥生が丘六丁目409番まで</u>		

改正前		改正後		
市道大財町北島線	略	市道大財町北島線 略		
略		略		
市道西部工業団地 ・国道線	略	市道西部工業団地 略 ・国道線		
		市道鳥栖・基山線 <u>鳥栖市弥生が丘六丁目111番から鳥栖市3</u> 生が丘七丁目29番まで		
		市道北部 3 号線 鳥栖市弥生が丘七丁目29番から鳥栖市弥生が丘七丁目38番まで		
		市道北部梅坂11号 線鳥栖市弥生が丘七丁目 38 番から鳥栖市弥生 が丘七丁目 34 番まで		
		市道北部梅坂12号 線鳥栖市弥生が丘七丁目 34 番から鳥栖市弥生 が丘七丁目 36 番まで		
市道西部工業団地 1号線	略	市道西部工業団地 略 1 号線		
略		略		
町道千栗宮前線	略	町道千栗宮前線 略		
		<u>町道土井外北通線</u> 三養基郡みやき町大字天建寺字四本黒ス 3092番 2 から三養基郡みやき町大字天建寺 字四本黒木3006番115まで		
町道工場団地2号線	略	町道工場団地2号 略線		
町道桜町伊勢山線	略	町道桜町伊勢山線 略		
		町道日渡・長野線 三養基郡基山町大字長野380番 6 から三着 基郡基山町大字小倉299番 3 まで		
		町道千夫・長野線 三養基郡基山町大字長野913番6から三種		

改正前		改正後		
臨港略	道路	略	臨港道路 略	基郡基山町大字長野380番 6 まで 略

附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。